

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年3月18日

水 曜 日

第 3885 号

## 目 次

### 条 例

○公立大学法人富山県立大学への職員の引継ぎに関する条例	4
○富山県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例	
○公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例	5
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	18
○富山県部局設置条例等の一部を改正する条例	21
○富山県附属機関条例の一部を改正する条例	23
○富山県国民保護協議会条例の一部を改正する条例	24
○富山県情報公開条例及び富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例	
○富山県行政手続条例の一部を改正する条例	27
○富山県職員定数条例の一部を改正する条例	29
○知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	30
○富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例	31
○富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例	32
○富山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	38
○富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	39
○富山県森林整備・林業再生基金条例の一部を改正する条例	
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	40
○富山県税条例の一部を改正する条例	58
○とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県食品衛生条例の一部を改正する条例	59
○富山県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	
○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	
○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	71
○富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	72

○富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	73
○富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	80
○富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	106
○富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	
○富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	107
○富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	108
○富山県看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例	110
○富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例	111
○富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例の一部を改正する条例	
○富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	113
○富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	114
○市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例	
○富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県暴力団排除条例の一部を改正する条例	115
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	116
○富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例	117

~~~~~

**条 例**

~~~~~

公立大学法人富山県立大学への職員の引継ぎに関する条例、富山県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例、公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、富山県部局設置条例等の一部を改正する条例、富山県附属機関条例の一部を改正する条例、富山県国民保護協議会条例の一部を改正する条例、富山県情報公開条例及び富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例、富山県行政手続条例の一部を改正する条例、富山県職員定数条例の一部を改正する条例、知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県一般職の職員等の給与の特例

に関する条例の一部を改正する条例、富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例、富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例、富山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例、富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例、富山県森林整備・林業再生基金条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例、とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例、富山県食品衛生条例の一部を改正する条例、富山県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例、富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例、富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例の一部を改正する条例、富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例、富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例、富山県暴力団排除条例の一部を改正する条例、富山県知事の権限に属する事務の処理の

特例に関する条例の一部を改正する条例及び富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年 3 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県条例第 1 号

公立大学法人富山県立大学への職員の引継ぎに関する条例

公立大学法人富山県立大学への職員の引継ぎに係る地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）第59条第 2 項の条例で定める内部組織は、公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年富山県条例第 3 号）第 6 条の規定による廃止前の富山県立大学条例（平成元年富山県条例第77号）第 1 条に規定する富山県立大学とする。

#### 附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（文書学術課）

### 富山県条例第 2 号

富山県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

（勤務時間その他の勤務条件）

**第 1 条** 富山県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関しては、富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第 31号）によるもののほか、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）の適用を受ける職員の例による。

（職務に専念する義務の特例）

**第 2 条** 富山県教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関しては、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年富山県条例第20号）の適用を受ける職員の例による。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

### 富山県条例第3号

公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

(県職員及び県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

**第1条** 県職員及び県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年富山県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法人は、」の次に「地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人及び」を加え、「公庫及び法人」を「公庫等」に改める。

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

**第2条** 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号ウを削り、同条第2項中「及び富山県立大学長」を削る。

第4条の3を削る。

第8条の2第1項第1号中「医療職給料表(1)」を「行政職給料表又は医療職給料表(1)」に改める。

第20条の2第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「第8条第1項の規定により人事委員会規則で指定する職を占める」に改め、同項各号を削る。

第22条第2項各号列記以外の部分中「)にあつては」を「)にあつては、」に改め、「、富山県立大学長にあつては6月に支給する場合には100分の62.5、12月に支給する場合には100分の77.5を乗じて得た額」を削り、同条第5項中「、同表」を「並びに同表」に改め、「並びに富山県立大学長」を削る。

附則第13項の表中

教育職給料表(1)	5級
教育職給料表(2)	4級
教育職給料表(3)	4級

を

教育職給料表(1)	4級
教育職給料表(2)	4級

に改める。

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第 3 条** 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 26 年富山県条例第 72 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、富山県一般職の職員等の給与に関する条例第 20 条の 2 第 2 項の改正規定中「同項第 1 号に掲げる」を「第 8 条第 1 項の規定により人事委員会規則で指定する職を占める」に改め、同条第 3 項を改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に 1 項を加える改正規定のうち同条第 3 項第 1 号に係る部分を次のように改める。

- (1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき 12,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額)

第 2 条中富山県一般職の職員等の給与に関する条例第 21 条の改正規定を次のように改める。

第 21 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、同条第 3 項中「、第 10 条の 7」を削り、同項を同条第 2 項とする。

第 2 条中富山県一般職の職員等の給与に関する条例第 23 条第 2 項の改正規定を次のように改める。

第 23 条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 13 項第 4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に 100 分の 75(特定管理職員にあつては、100 分の 95)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 35(特定管理職員にあつては、100 分の 45)を乗じて得た額の総額

第 2 条のうち、富山県一般職の職員等の給与に関する条例附則第 17 項の改正規定中「附則第 17 項中」の次に「第 23 条第 2 項第 1 号ア」を「第 23 条第 2 項第 1

号」に、「同号ア」を「同号」に、「」を加え、同条例別表第 1 から別表第 4 までを改める改正規定のうち別表第 3 に係る部分を次のように改める。

---

別表第 3 (第 3 条関係)

## 教 育 職 給 料 表

## ア 教育職給料表(1)

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	150,900	195,100	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	398,000	
	39	221,900	278,100	399,400	
	40	223,700	280,200	400,800	



	41	225,400	282,200	402,500
	42	227,100	284,800	403,900
	43	228,700	287,200	405,200
	44	230,300	289,700	406,700
	45	232,000	291,900	408,300
	46	233,400	294,500	409,600
	47	234,800	297,000	411,100
	48	236,200	299,700	412,700
	49	237,700	302,100	414,400
	50	239,200	304,500	415,800
	51	240,600	307,000	417,400
	52	242,100	309,400	418,900
	53	243,400	311,800	420,600
	54	244,700	314,000	422,100
	55	246,100	316,100	423,700
	56	247,500	318,300	425,300
	57	248,900	320,600	426,800
	58	250,000	322,700	428,300
	59	251,300	324,900	429,500
	60	252,600	326,900	430,700
	61	253,900	329,100	431,900
	62	255,400	331,200	433,200
	63	256,800	333,400	434,500
	64	258,100	335,600	435,700
	65	259,500	337,500	436,900
	66	261,100	339,700	438,100
	67	262,700	341,800	439,300
	68	264,400	344,000	440,500
	69	265,900	346,000	441,700
	70	267,300	348,000	442,900
	71	268,800	350,100	444,100
	72	270,300	352,100	445,300
	73	271,400	353,900	446,400
	74	272,800	355,800	447,000
再任	75	274,200	357,700	447,500
用職	76	275,500	359,600	448,000
員以	77	276,900	361,500	448,500
外の	78	278,100	363,200	
職員	79	279,300	364,900	
	80	280,500	366,500	
	81	281,700	368,000	
	82	282,900	369,500	
	83	284,100	371,000	
	84	285,300	372,400	
	85	286,500	373,500	
	86	287,600	374,900	
	87	288,800	376,300	
	88	290,000	377,600	

89	291,200	378,900
90	292,300	380,200
91	293,500	381,400
92	294,700	382,700
93	295,500	384,000
94	296,500	385,100
95	297,700	386,400
96	298,900	387,600
97	299,900	389,000
98	301,000	390,000
99	302,000	391,100
100	303,100	392,100
101	304,000	393,000
102	305,100	394,000
103	306,200	395,100
104	307,200	396,200
105	307,800	396,900
106	308,700	397,800
107	309,500	398,700
108	310,300	399,600
109	311,200	400,400
110	311,600	401,300
111	312,000	402,100
112	312,500	402,900
113	313,100	403,500
114	313,500	404,200
115	314,000	404,900
116	314,500	405,600
117	315,100	406,200
118	315,600	406,700
119	316,000	407,100
120	316,500	407,500
121	317,000	407,900
122	317,400	408,200
123	317,900	408,500
124	318,400	408,700
125	319,000	408,900
126	319,300	409,200
127	319,600	409,500
128	319,900	409,700
129	320,100	409,900
130	320,400	410,200
131	320,700	410,500
132	321,000	410,700
133	321,200	410,900
134	321,400	411,200
135	321,600	411,500
136	321,900	411,700

	137	322,200	411,900		
	138	322,400			
	139	322,700			
	140	323,000			
	141	323,200			
	142	323,400			
	143	323,700			
	144	323,900			
	145	324,200			
	146	324,400			
	147	324,700			
	148	325,000			
	149	325,200			
	150	325,400			
	151	325,700			
	152	326,000			
	153	326,200			
再 任 職 員		231,700	272,000	328,800	412,900

## 備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## イ 教育職給料表(2)

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	150,900	166,700	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	366,900	
	39	221,100	250,400	368,500	
	40	222,800	252,900	370,100	
	41	224,400	255,600	371,400	
	42	226,100	258,000	372,800	
	43	227,700	260,300	374,300	
	44	229,300	262,600	375,800	

再任 用職 員以 外の 職員	45	231,000	264,900	377,300
	46	232,500	267,200	378,900
	47	234,000	269,400	380,500
	48	235,400	271,600	382,000
	49	237,000	274,000	383,400
	50	238,400	276,000	384,900
	51	240,000	278,100	386,400
	52	241,200	280,200	387,800
	53	242,500	282,200	389,000
	54	244,000	284,800	390,300
	55	245,300	287,200	391,400
	56	246,600	289,700	392,500
	57	248,000	291,900	394,000
	58	249,200	294,500	395,200
	59	250,400	297,000	396,400
	60	251,700	299,700	397,700
	61	253,100	302,100	398,900
	62	254,500	304,500	399,900
	63	255,800	307,000	401,300
	64	256,800	309,400	402,600
	65	257,800	311,800	403,800
	66	259,300	314,000	404,900
	67	260,900	316,100	406,100
	68	262,400	318,300	407,200
69	264,000	320,600	408,200	
70	265,500	322,700	409,400	
71	267,000	324,900	410,600	
72	268,500	326,900	411,800	
73	269,700	329,100	412,400	
74	270,900	331,200	413,200	
75	272,200	333,400	413,900	
76	273,500	335,600	414,400	
77	274,900	337,400	414,700	
78	276,000	339,300	415,100	
79	277,200	341,200	415,500	
80	278,400	343,000	415,900	
81	279,700	344,800	416,200	
82	280,700	346,600	416,600	
83	281,900	348,300	417,000	
84	283,100	350,100	417,300	
85	284,100	351,500	417,600	
86	285,000	353,100	418,000	
87	286,000	354,800	418,400	
88	287,000	356,300	418,700	
89	288,100	357,700	419,000	
90	289,000	359,000	419,300	
91	289,900	360,400	419,600	
92	290,800	361,800	419,800	

	93	291,300	363,300	420,000
	94	292,000	364,600	
	95	292,800	365,900	
	96	293,600	367,100	
	97	294,400	368,100	
	98	295,200	369,100	
	99	296,000	370,100	
	100	296,700	371,100	
	101	297,600	372,000	
	102	298,100	373,000	
	103	298,600	374,000	
	104	299,100	375,000	
	105	299,300	375,800	
	106	299,700	376,700	
	107	300,000	377,600	
	108	300,200	378,600	
	109	300,400	379,400	
	110	300,600	380,400	
	111	300,900	381,400	
	112	301,200	382,400	
	113	301,400	383,000	
	114	301,600	383,900	
	115	301,800	384,800	
	116	302,100	385,700	
	117	302,400	386,500	
	118	302,700	387,200	
	119	303,000	388,000	
	120	303,300	388,800	
	121	303,400	389,400	
	122	303,600	390,200	
	123	303,900	390,900	
	124	304,200	391,600	
	125	304,400	392,200	
	126		392,900	
	127		393,400	
	128		394,000	
	129		394,700	
	130		395,300	
	131		395,800	
	132		396,300	
	133		396,600	
	134		396,900	
	135		397,200	
	136		397,500	
	137		397,800	
	138		398,100	
	139		398,400	
	140		398,700	

	141		399,000		
	142		399,300		
	143		399,600		
	144		399,900		
	145		400,100		
	146		400,400		
	147		400,700		
	148		400,900		
	149		401,100		
再任 用職 員		222,900	268,800	322,100	402,900

## 備考

- 1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第 5 条のうち富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第 2 号）第 8 条第 2 項の改正規定中「第 8 条第 2 項中」の次に「第 20 条の 2 第 1 項、第 21 条第 2 項及び」を「第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 21 条第 1 項並びに」に、「第 20 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 21 条第 2 項」を「第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 21 条第 1 項」に、」を加える。

第 7 条のうち富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第 3 号）第 6 条第 2 項の改正規定中「第 6 条第 2 項中」の次に「第 20 条の 2 第 1 項、第 21 条第 2 項及び」を「第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 21 条第 1 項並びに」に、「第 20 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 21 条第 2 項」を「第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 21 条第 1 項」に、」を加える。

附則第 10 条中県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年富山県条例第 2 号）第 23 条の改正規定を次のように改める。

第 23 条第 1 項の表中

第 21 条第 3 項	再任用職員	任期付短時間勤務職員
-------------	-------	------------

を

第 21 条第 2 項	第 8 条の 2 から第 10 条 まで、第 10 条の 3、第 10 条の 5 及び第 11 条	第 9 条、第 10 条、第 10 条の 5、第 10 条の 7 及び第 11 条
	再任用職員	任期付短時間勤務職員

に改め、同条第 2 項の表第 52 条の 2 の項を削る。

（富山県職員等の旅費に関する条例の一部改正）

**第 4 条** 富山県職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年富山県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項及び第 6 項中「（富山県立大学長の県外の旅行を除く。）」を削る。

（富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

**第 5 条** 富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 62 年富山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。



第 2 条を次のように改める。

(実施機関)

**第 2 条** 補償は、富山県教育委員会が実施する。

第 3 条及び第 5 条中「実施機関」を「富山県教育委員会」に改める。

第 6 条中「県立の大学の学校医等に関しては規則、その他の学校医等に関しては」を削る。

(富山県立大学条例の廃止)

**第 6 条** 富山県立大学条例（平成元年富山県条例第 77 号）は、廃止する。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

(富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正)

3 富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例（平成 17 年富山県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条各号列記以外の部分中「第 4 条の 3」を「第 4 条の 2」に改める。

(富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)」を「教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)」に改める。

(1) 富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和 46 年富山県条例第 38 号）第 3 条第 1 項

(2) 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和 48 年富山県条例第 1 号）第 41 条第 1 項

(文書学術課)

**富山県条例第 4 号**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年富山県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「委員会の委員」の次に「(教育委員会にあっては、教育長及び委員)」を加える。

(富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部改正)

**第 2 条** 富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例(昭和37年富山県条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中

教育委員会	委員長	円 日額 29,000	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、富山県職員等の旅費に関する条例(昭和32年富山県条例第36号。以下「旅費条例」という。)の適用を受ける職員に準ずる。	実費額。2,600(ただし、これよりがたい場合には、1キロメートルにつき37円(以下「実費額等」という。))	円 円	円 円	円 円	円 円	
	委員長以外の委員	円 日額 26,000			円 円	円 円	円 円	円 円	
選挙管理委員会	委員長	円 日額 29,000			円 円	円 円	円 円	円 円	円 円
	委員長以外の委員	円 日額 24,000			円 円	円 円	円 円	円 円	円 円
	臨時委員	円 日額 24,000			円 円	円 円	円 円	円 円	円 円
人事委員会	委員長	円 日額 29,000			円 円	円 円	円 円	円 円	円 円
	委員長以外の委員	円 日額 26,000			円 円	円 円	円 円	円 円	円 円
公安委員会	委員長	円 月額 220,000			円 円	円 円	円 円	円 円	円 円
	委員長以外の委員	円 月額 200,000	円 円	円 円	円 円	円 円	円 円		
労働委員会	会長である委員	円 日額 29,000	円 円	円 円	円 円	円 円	円 円		
	会長代理である委員	円 日額 26,000	円 円	円 円	円 円	円 円	円 円		

を

教育委員会	教育長代理である委員	円 日額 33,000	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員に準ずる。	実費額。ただし、これによりたい場合には、1キロメートルにつき37円（以下「実費額等」という。）	2,600(宿泊を伴わない線路による旅行で片道250キロメートル以上の場合（以下「宿泊を伴わない場合」という。）には3,900)	円 13,400	円 12,000	円 2,600
	教育長代理以外の委員	円 日額 28,000						
選挙管理委員会	委員長	円 日額 29,000						
	委員長以外の委員	円 日額 24,000						
	臨時委員	円 日額 24,000						
人事委員会	委員長	円 日額 29,000						
	委員長以外の委員	円 日額 26,000						
公安委員会	委員長	月額 220,000						
	委員長以外の委員	月額 200,000						
労働委員会	会長である委員	円 日額 29,000						
	会長代理である委員	円 日額 26,000						

に改める。

（富山県知事等退職手当支給条例の一部改正）

第3条 富山県知事等退職手当支給条例（平成17年富山県条例第99号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「が48月」の次に「（教育委員会教育長にあっては、36月。以下この条において同じ。）」を加える。

（富山県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

第4条 富山県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎とな

るべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年富山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 項第 6 号中「第16条第 1 項に規定する教育長及び同法第19条第 1 項」を「第18条第 1 項」に改め、同項中第23号を第24号とし、第14号から第22号までを 1 号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の 1 号を加える。

(14) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第 1 項に規定する教育長

第 1 条第 4 項第 2 号ア中「第16条第 1 項に規定する教育長及び同法第19条第 2 項」を「第18条第 2 項」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第 1 項に規定する教育長

（富山県教育委員会の組織に関する条例の一部改正）

**第 5 条** 富山県教育委員会の組織に関する条例（平成12年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中「6 人」を「教育長及び 5 人」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部改正に伴う経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 2 条の規定による改正後の富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例別表第 1 の 1 の表の規定は適用せず、同条の規定による改正前の富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例別表第 1 の 1 の表の規定は、なおその効力を有する。

（富山県知事等退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 3 条の規定による改正後の富山県知事等退職手当支給条例第 4 条の規定は適用せず、第 3 条の規定による改正前の富山県知事等退職手当支給条例第 4 条の規定は、なおその効力を有する。

(富山県教育委員会の組織に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 5 条の規定による改正後の富山県教育委員会の組織に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の富山県教育委員会の組織に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(教・教育企画課)

## 富山県条例第 5 号

富山県部局設置条例等の一部を改正する条例

(富山県部局設置条例の一部改正)

- 第 1 条** 富山県部局設置条例(昭和35年富山県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第 1 項第 2 号中「及び広報」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(4) スポーツに関する事項

第 3 項第 5 号中「統計」を「広報、統計」に改める。

(富山県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 第 2 条** 富山県スポーツ推進審議会条例(昭和37年富山県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「教育委員会又は知事」を「知事又は教育委員会」に改める。

第 4 条中「教育委員会が知事」を「知事が教育委員会」に改める。

第 8 条第 2 項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第 9 条中「教育委員会事務局」を「知事政策局」に改める。

(富山県総合体育センター条例の一部改正)

- 第 3 条** 富山県総合体育センター条例(昭和59年富山県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「富山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に、

「教育委員会が」を「知事が」に改める。

第 6 条第 4 号、第 7 条ただし書及び第 8 条ただし書中「教育委員会」を「知事」に改める。

第 9 条第 1 項中「富山県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」を「規則」に改める。

第 10 条ただし書及び第 3 号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第 11 条第 1 号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 12 条第 2 項及び第 13 条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第 15 条（見出しを含む。）中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（富山県営体育施設条例の一部改正）

**第 4 条** 富山県営体育施設条例（昭和 39 年富山県条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に、「教育委員会が」を「知事が」に改める。

第 5 条第 4 号、第 6 条ただし書、第 7 条ただし書並びに第 9 条ただし書及び第 4 号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第 10 条第 1 号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 11 条第 2 項、第 12 条及び第 14 条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第 15 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第 2 富山県高岡総合プールの項中「飛込温水プール」を「飛込プール」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（富山県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の富山県スポーツ推進審議会条例（以下「旧条例」という。）第 4 条の規定により任命された委員（以下「委員」という。）は、この条例の施行の日に、第 2 条の規定による改正後の富山県スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第 4 条の規定により任命された委員とみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委

員の任期は、新条例第 6 条の規定にかかわらず、同日における旧条例第 4 条の規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 5 条第 2 項の規定により互選された会長及び副会長である者は、この条例の施行の日に、新条例第 5 条第 2 項の規定により会長及び副会長として互選されたものとみなす。

(富山県総合体育センター条例及び富山県営体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際第 3 条及び第 4 条の規定による改正前の富山県総合体育センター条例及び富山県営体育施設条例の規定により富山県教育委員会がした指定、承認その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行前に第 3 条及び第 4 条の規定による改正前の富山県総合体育センター条例及び富山県営体育施設条例の規定により富山県教育委員会に対してされた承認の申請その他の行為については、第 3 条及び第 4 条の規定による改正後の富山県総合体育センター条例及び富山県営体育施設条例の相当規定により知事がした指定、承認その他の行為又は知事に対してされた承認の申請その他の行為とみなす。

(人 事 課)

## 富山県条例第 6 号

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成 26 年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。  
別表の 1 の表砺波地域医療推進対策協議会の項の次に次のように加える。

富山県看護系高等教育機関整備検討委員会	県内の看護に関する高等教育機関に係る整備その他の重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	20人以内
---------------------	---	-------

別表の 1 の表富山県歯科技工士国家試験委員会の項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の 1 の表富山県歯科技工士国家試験委員会の項を削る改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(人 事 課)

**富山県条例第 7 号**

富山県国民保護協議会条例の一部を改正する条例

富山県国民保護協議会条例（平成17年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「60人」を「70人」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(防災・危機管理課)

**富山県条例第 8 号**

富山県情報公開条例及び富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(富山県情報公開条例の一部改正)

**第 1 条** 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第18条の 2」に改める。

第 2 条第 1 項中「及び公営企業管理者」を「、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「、実施機関の職員」の次に「（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加え、同項第 2 号中「県の」を「実施機関の」に改める。

第 7 条第 2 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「並びに地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「規定する地方公務員」の次に「並びに地方独立行政法人の役員及び職員」を加え、同条第 3 号及び第 5 号中「独立行政法人等及び」を「独立行政法人等、」に改め、「地方公共団体」の次に「及び地方独立行政法人」を加え、同条第 6 号中「又は他の地方公共団体が」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が」に改め、同号イ中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独



立行政法人」に改め、同号オ中「又は独立行政法人等」を「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第15条第1項中「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

第18条中「額」の次に「（県が設立した地方独立行政法人にあっては、規則で定める額を参酌して当該地方独立行政法人が定める額）」を加える。

第3章第1節中第19条の前に次の1条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

**第18条の2** 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による異議申立てをすることができる。

第19条第1項各号列記以外の部分中「（昭和37年法律第160号）」を削る。

（富山県個人情報保護条例の一部改正）

**第2条** 富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第40条の2」に改める。

第1条中「かがみ、県の」を「鑑み、」に改める。

第2条第2項中「及び公営企業管理者」を「、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「、実施機関の職員」の次に「（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加える。

第5条第2項第6号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。第9条第2項第3号において同じ。）」に改め、同条第4項第3号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。

第9条第2項第3号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。

第12条第3項第1号中「県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の職員又は職員」を「公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項

に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下この号及び第15条第 3 号ウにおいて同じ。）又は公務員等」に改める。

第15条第 3 号ウ中「（国家公務員法（昭和22年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。））」を削り、同条第 4 号及び第 6 号中「独立行政法人等及び」を「独立行政法人等、」に改め、「地方公共団体」の次に「及び地方独立行政法人」を加え、同条第 7 号中「又は他の地方公共団体が」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が」に改め、同号イ中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号オ中「又は独立行政法人等」を「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第23条第 1 項中「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

第26条中「額」の次に「（県が設立した地方独立行政法人にあっては、規則で定める額を参酌して当該地方独立行政法人が定める額）」を加える。

第 3 章第 4 節中第41条の前に次の 1 条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

**第40条の 2** 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第 160 号）の規定による異議申立てをすることができる。

第41条各号列記以外の部分中「（昭和37年法律第 160 号）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（富山県情報公開条例及び富山県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際第 1 条及び第 2 条の規定による改正前の富山県情報公開条例及び富山県個人情報保護条例の規定により知事がした手続、処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行前に第 1 条及び第 2 条の規定による改正前の富山県情報公開条例及び富山県個人情報保護条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、同日以後において県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、第 1 条及び第 2 条の規定による改正後の富山県情報公開条例及び富山県個人情報保護条例の相当規定により当該地方独立行政法人がした手続、処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

(文書学術課)

## 富山県条例第 9 号

富山県行政手続条例の一部を改正する条例

富山県行政手続条例（平成 7 年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 35 条）  
第 5 章 届出（第 36 条）」 を

「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 36 条）  
第 5 章 処分等の求め（第 37 条） に改める。  
第 6 章 届出（第 38 条）」

第 3 条第 1 項中「第 4 章」を「第 5 章」に改め、同条第 3 項中「第 4 章」の次に「及び第 5 章」を加える。

第 33 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第36条を第38条とする。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

### 第 5 章 処分等の求め

(処分等の求め)

**第37条** 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第 4 章中第35条を第36条とし、第34条の次に次の 1 条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

**第35条** 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
  - (2) 当該行政指導の内容
  - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
  - (4) 前号の条項に規定する要件
  - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
  - (6) その他参考となる事項
- 3 当該県の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。  
(富山県税条例の一部改正)
- 2 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。  
第 5 条の 2 第 2 項中「第33条第 3 項」を「第33条第 4 項」に、「第33条第 2 項」を「第33条第 3 項」に改める。

(人 事 課)

#### 富山県条例第10号

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育長及び」を削る。

第 2 条の表中「3,618 人」を「3,176 人」に、「915 人」を「920 人」に、「165 人」を「153 人」に、「2,853 人」を「2,854 人」に、「579 人」を「578 人」に、「8,452 人」を「8,003 人」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の富山県職員定数条例第1条の規定は適用せず、この条例による改正前の富山県職員定数条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

(人 事 課)

### 富山県条例第11号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成16年富山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同条第2項中「100分の2」を「100分の1」に改める。

第2条第1項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同条第2項中「100分の2」を「100分の1」に改める。

第3条第1項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同条第2項中「100分の2」を「100分の1」に改める。

第4条第1項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同条第2項中「100分の2」を「100分の1」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(人 事 課)

### 富山県条例第12号

富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例（平成17年富山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に、

「平成17年富山県条例第 131 号。次条において「平成17年改正条例」という。) 附則第10条」を「平成26年富山県条例第72号) 附則第 5 条」に改め、同条第 1 号中「富山県立大学長並びに」を削る。

第 2 条中「100 分の 2」を「100 分の 1」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(人 事 課)

### 富山県条例第13号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「（富山県立大学長を除く。）」を削る。

第48条第 2 項中「100 分の10」を「100 分の 6」に、「100 分の 8」を「100 分の 4」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第49条第 2 項中「100 分の10」を「100 分の 6」に、「こえない」を「超えない」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第48条第 2 項の規定の適用については、平成 27 年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間においては同項中「100 分の 6」とあるのは「100 分の 9」と、「100 分の 4」とあるのは「100 分の 7」とし、同年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間においては同項中「100 分の 6」とあるのは「100 分の 8」と、「100 分の 4」とあるのは「100 分の 6」とする。

3 改正後の条例第49条第 2 項の規定の適用については、平成27年 4 月 1 日から平

成28年3月31日までの間においては同項中「100分の6」とあるのは「100分の9」とし、同年4月1日から平成29年3月31日までの間においては同項中「100分の6」とあるのは「100分の8」とする。

(人事課)

## 富山県条例第14号

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「ついで、」の次に「退職の日におけるその者の」を加え、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「次条第2項並びに第5条第1項」を「この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号」に改め、「よらず」の次に「、かつ、第9条の3第5項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職したものを含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」というに、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
- (4) 第9条の3第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者



第 4 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1 年以上10年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

第 5 条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の 2 第 1 項の規定により退職した者（同法第28条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第 1 項第 4 号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第 9 条の 3 第 5 項に規定する認定（同条第 1 項第 2 号に係るものに限る。）を受けて同条第 8 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、第 9 条の 3 第 5 項に規定する認定（同条第 1 項第 1 号に係るものに限る。）を受けて同条第 8 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1 年以上10年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の2第2項各号列記以外の部分中「若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「、同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員若しくは第9条の2第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員」に、「又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「、同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は第9条の2第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員」に改め、同項中第19号を第21号とし、第18号の次に次の2号を加える。

(19) 第9条の2第1項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

(20) 第9条の2第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）」に改め、「（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）」を削り、「25年以上で」を「20年以上で」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に、「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改める。

第5条の4を次のように改める。

（退職の理由の記録）

**第5条の4** 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第7条の3の表中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改める。

第 7 条の 4 第 2 項中「第 5 条の 2 第 2 項第 2 号から第 19 号まで」を「第 5 条の 2 第 2 項第 2 号から第 21 号まで」に改め、同条第 4 項第 1 号中「自己都合退職者（第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第 2 号から第 5 号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第 9 条の次に次の 2 条を加える。

（特定一般地方独立行政法人役員から復帰した職員等の在職期間の計算）

**第 9 条の 2** 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人で、退職手当（これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該法人の役員となった場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているものの役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条及び第 20 条第 6 項において「特定一般地方独立行政法人役員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第 8 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人役員が、一般地方独立行政法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第 8 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前 2 項の場合における特定一般地方独立行政法人役員としての在職期間の計算については、第 8 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）の規定を準用する。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

**第 9 条の 3** 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から 15 年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制

又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

- 2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第 5 項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて規則で定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 3 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第 8 項第 3 号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
  - (1) 第 2 条第 2 項の規定により職員とみなされる者
  - (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
  - (3) 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
  - (4) 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。第 5 項第 2 号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 4 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 5 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第 2 項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
  - (1) 応募が募集実施要項又は第 3 項の規定に適合しない場合
  - (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分又はこれに

準ずる処分を受けた場合

- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
他の応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 6 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- (1) 第13条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (2) 第20条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
  - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。
  - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
  - (5) 第3項の規定により応募を取り下げたとき。
- 9 任命権者は、募集実施要項（第5項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表するものとする。
- 第20条に次の1項を加える。

6 職員が第 9 条の 2 第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人役員となった場合又は同条第 2 項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人役員となった場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附則第 46 項の表以外の部分中「第 5 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項第 4 号及び第 5 条第 1 項（第 1 号及び第 5 号を除く。）」に改め、「（25 年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）」を削り、「25 年以上で」を「20 年以上で」に、「10 年」を「15 年」に改め、同項の表中「100 分の 2」を「100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2）」に改める。

附則第 48 項の表中「100 分の 2」を「100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2）」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の 2 第 2 項の改正規定、第 9 条の次に 2 条を加える改正規定（第 9 条の 2 を加える部分に限る。）、第 20 条に 1 項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成 18 年富山県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 2 項中「第 5 条の 2 第 2 項第 2 号から第 19 号まで」を「第 5 条の 2 第 2 項第 2 号から第 18 号まで及び第 21 号」に改める。

（人 事 課）

## 富山県条例第 15 号

富山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

富山県介護保険財政安定化基金条例（平成 12 年富山県条例第 6 号）の一部を次の

ように改正する。

第 2 条中「100,000 分の37」を「100,000 分の39」に改める。

附則第 2 項中「平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで」を「平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで」に、「100,000 分の37」を「100,000 分の39」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(高齢福祉課)

### 富山県条例第16号

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成27年 5 月31日」を「平成29年 5 月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(児童青年家庭課)

### 富山県条例第17号

富山県森林整備・林業再生基金条例の一部を改正する条例

富山県森林整備・林業再生基金条例（平成21年富山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 3 項を附則第 2 項とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(森林政策課)

## 富山県条例第18号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「県立の大学若しくは高等学校」を「富山県立高等学校」に改め、同表の 25 の項から 29 の項までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表の 100 の 4 の項の次に次のように加える。

100 の 5 土壌汚染対策法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	土壌汚染状況調査等指定調査機関指定申請手数料	30,900円
100 の 6 土壌汚染対策法第32条第 2 項において準用する同法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	土壌汚染状況調査等指定調査機関指定更新申請手数料	24,800円

別表第 1 の 118 の 2 の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第 9 条第 1 項」を「第27条第 1 項」に、「第一種フロン類回収業に」を「第一種フロン類充填回収業に」に、「第一種フロン類回収業登録申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業登録申請手数料」に改め、同表の 118 の 3 の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第 1 項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第 1 項」に、「第一種フロン類回収業に」を「第一種フロン類充填回収業に」に、「第一種フロン類回収業登録更新申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業登録更新申請手数料」に改め、同表の 123 の項の次に次のように加える。

123 の 2 食品衛生法（昭和22年法律第 233 号）第48条第 6 項第 3 号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者養成施設登録申請手数料	150,000円
--	--------------------	----------



123 の 3 食品衛生法第 48 条第 6 項 第 4 号の規定に基づく食品衛生管 理者の講習会の登録の申請に対す る審査	食品衛生管理者認 定講習会登録申請 手数料	90,000円
---	-----------------------------	---------

別表第 1 の 124 の項中「（昭和 22 年法律第 233 号）」を削り、同表の 168 の項を次のように改める。

168 削除		
--------	--	--

別表第 1 の 169 の項中「歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 16 条及び」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による改正前の」に改め、「歯科技工法の一部を改正する法律」の次に「（昭和 57 年法律第 1 号）」を加え、同表の 198 の 3 の項の次に次のように加える。

198 の 4 動物用医薬品等取締規則 （平成 16 年農林水産省令第 107 号） 第 115 条の 12 第 1 項の規定に基づ く販売従事登録証の書換え交付	販売従事登録証書 換え交付手数料	2,000円
198 の 5 動物用医薬品等取締規則 第 115 条の 13 第 1 項の規定に基づ く販売従事登録証の再交付	販売従事登録証再 交付手数料	2,900円

別表第 1 の 206 の項の次に次のように加える。

206 の 2 食鳥処理の事業の規制及 び食鳥検査に関する法律第 12 条第 5 項第 3 号の規定に基づく食鳥処 理衛生管理者の養成施設の登録の 申請に対する審査	食鳥処理衛生管理 者養成施設登録申 請手数料	150,000円
206 の 3 食鳥処理の事業の規制及 び食鳥検査に関する法律第 12 条第 5 項第 4 号の規定に基づく食鳥処 理衛生管理者の講習会の登録の申 請に対する審査	食鳥処理衛生管理 者認定講習会登録 申請手数料	90,000円

別表第 1 の 309 の項を次のように改める。

309 家畜衛生事務	家畜受精卵移植等技術手数料	23,900円の範囲内において、技術の種類に応じ規則で定める額
	家畜衛生検査手数料	1,020 円の範囲内において、検査の種類に応じ規則で定める額
	病性鑑定家畜処理手数料（月齢又は推定月齢が12月以上48月未満の牛の死体に係るものに限る。）	32,300円
	家畜衛生検査証明書交付手数料	1 通につき 450 円
	家畜衛生検査成績書交付手数料	1 通につき 700 円

別表第 1 の 314 の項中

314 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査	建築確認申請又は計画通知手数料	(1) 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を要しないものにおいては、460,000円の範囲内において床面積等の区分に応じ規則で定める額
--	-----------------	--

を

314 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条	建築確認申請又は計画通知手数料	(1) 建築基準法第6条第5項又は第18条第
-------------------------------------	-----------------	------------------------

<p>第 2 項（これらの規定を同法第 87 条第 1 項、第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査</p>		<p>4 項の規定に基づく構造計算適合性判定を要しないものにおいては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イ以外のもの 460,000 円の範囲内において、床面積等の区分に応じ規則で定める額</p> <p>イ 建築基準法第 87 条の 2 の昇降機（以下「昇降機」という。）を含む建築物に関する確認の申請又は計画の通知 アに掲げる額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加えた額</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 昇降機 1 基につき 9,000 円</p> <p>(イ) 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機 1 基につき 5,000 円</p>
--	--	--

に改め、同表の 315 の項を次のように改める。

<p>315 建築基準法第 7 条第 1 項又は第 18 条第 14 項（これらの規定を同</p>	<p>建築完了検査申請又は完了通知手数</p>	<p>(1) (2)以外のものにおいては、次に掲げる</p>
---	-------------------------	--------------------------------

<p>法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査の申請又は完了の通知に対する審査</p>		<p>区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イ以外のもの 380,000円の範囲内において、床面積等の区分に応じ規則で定める額</p> <p>イ 昇降機を含む建築物に関する検査の申請又は完了の通知 アに掲げる額に、昇降機1基につき13,000円を加えた額</p> <p>(2) 建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものにあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イ以外のもの 370,000円の範囲内において、床面積等の区分に応じ規則で定める額</p> <p>イ 昇降機を含む建築物に関する検査の申請又は完了の通知 アに掲げる額に、昇降機1基につき12,000円を加えた額</p>
--	--	--

別表第1の334の6の項を同表の334の7の項とし、同表の334の5の項を同表の334の6の項とし、同表の334の4の項を同表の334の5の項とし、同表の

334 の 3 の項を同表の 334 の 4 の項とし、同表の 334 の 2 の項の次に次のように加える。

334 の 3 建築基準法第60条の 3 第 1 項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区における建築物の高さの許可申請手数料	160,000円
---	----------------------------	----------

別表第 1 の 350 の項中 「15,000円」 を 「17,000円」 に、「10,000円」 を 「12,000円」に改め、同表の 360 の項中「基づく宅地建物取引主任者」を「基づく宅地建物取引士」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同表の 361 の項中「基づく宅地建物取引主任者」を「基づく宅地建物取引士」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料」を「宅地建物取引士資格登録簿登録手数料」に改め、同表の 362 の項中「宅地建物取引主任者資格登録」を「宅地建物取引士資格登録」に改め、同表の 363 の項及び 364 の項中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項の次に次のように加える。

364 の 2 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第 14条の15第 1 項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付	宅地建物取引士証の再交付手数料	4,500円
---	-----------------	--------

別表第 1 の 389 の 3 の項の次に次のように加える。

389 の 3 の 2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第 105 条第 1 項の規定に基づく容積率の特例許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料	160,000円
---	--------------------------------	----------

別表第 1 の 389 の 5 の項中

		イ ア以外のもの 3,300,000 円の範囲内において、住戸の数の区分に応
--	--	---

を		<p>じ規則で定める額」</p> <p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（次項において「評価書」という。）を添付するもの 1,400,000 円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額</p> <p>ウ ア又はイ以外のもの 3,300,000 円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額</p>
---	--	--

に改め、同表の 389 の 6 の項中

を		<p>イ ア以外のもの 1,800,000 円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額」</p>
---	--	--

を		<p>イ 評価書を添付するもの 790,000 円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定</p>
---	--	--

		める額 ウ ア又はイ以外の もの 1,800,000 円の範囲内におい て、住戸の数の区 分に応じ規則で定 める額
--	--	---

に改める。

別表第 1 の 438 の項中「2,000 円」を「2,300 円」に改め、同表の 440 の項中「7,700 円」を「7,650 円」に改め、同表の 440 の 2 の項中「3,850 円」を「3,650 円」に、「6,950 円」を「6,650 円」に、「4,050 円」を「3,850 円」に、「4,900 円」を「4,750 円」に改め、同表の 441 の項中「3,100 円」を「3,000 円」に、「1,550 円」を「1,450 円」に改め、同表の 443 の項中「3,600 円」を「3,500 円」に改め、同表の 444 の項中「1,200 円」を「1,100 円」に改め、同表の 445 の項中「23,500 円」を「23,450 円」に改め、同表の 446 の項中「1,200 円」を「1,100 円」に改め、同表の 447 の項中「15,000 円」を「14,950 円」に改め、同表の 451 の項中「700 円」を「750 円」に、「講習 講習 1 時間につき 2,450 円」を「講習 講習 1 時間につき 2,350 円」に、「2,200 円」を「2,100 円」に、「4,700 円」を「4,650 円」に、「4,150 円」を「4,100 円」に、「4,050 円」を「4,000 円」に、「3,150 円」を「3,100 円」に、「1,250 円」を「1,300 円」に、「2,100 円」を「2,050 円」に、「2,750 円」を「2,700 円」に、「2,600 円」を「2,550 円」に、「原動機付自転車免許に係るもの 講習 1 時間につき 2,450 円」を「原動機付自転車免許に係るもの 講習 1 時間につき 2,400 円」に、「600 円」を「500 円」に、「950 円」を「800 円」に、「1,500 円」を「1,350 円」に、「5,800 円」を「5,600 円」に、「5,350 円」を「5,200 円」に、「2,350 円」を「2,250 円」に、「9,200 円」を「9,050 円」に、「13,350 円」を「13,200 円」に改め、同表の 452 の項中「850 円」を「900 円」に改め、同表の 453 の項中「2,000 円」を「2,200 円」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「県立の大学若しくは高等学校」を「富山県立高等学校」

に、「124 の項」を「123 の 2 の項」に改める。

別表第 3 の 10 の 2 の項中「15,000 円」を「17,000 円」に、「10,000 円」を「12,000 円」に改め、同表の 11 の項中「基づく宅地建物取引主任者」を「基づく宅地建物取引士」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同表の 13 の項中「2,450 円」を「2,350 円」に改め、同表の 14 の項中「2,100 円」を「2,050 円」に、「2,750 円」を「2,700 円」に、「2,600 円」を「2,550 円」に、「2,450 円」を「2,400 円」に改める。

**第 2 条** 富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 314 の項を次のように改める。

<p>314 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項（これらの規定を同法第 87 条第 1 項、第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査</p>	<p>建築確認申請又は計画通知手数料</p>	<p>(1) (2)以外のもの 460,000 円の範囲内において、床面積等の区分に応じ規則で定める額 (2) 建築基準法第 87 条の 2 の昇降機（以下「昇降機」という。）を含む建築物に関する確認の申請又は計画の通知 (1)に掲げる額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加えた額 ア イ以外の場合 昇降機 1 基につき 9,000 円 イ 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機 1 基につき 5,000 円</p>
---	------------------------	--

別表第 1 の 314 の 2 の項中「第 6 条第 5 項、第 6 条の 2 第 3 項」を「第 6 条の



3 第 1 項」に、「第 20 条第 2 号イ」を「第 20 条第 1 項第 2 号イ」に改め、同表の 315 の項中「第 18 条第 14 項」を「第 18 条第 16 項」に改め、同表の 316 の項中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 19 項」に改め、同表の 317 の項中「又は第 18 条第 22 項第 1 号」を「若しくは第 2 号又は第 18 条第 24 項第 1 号若しくは第 2 号」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同表の 334 の 4 の項中「第 67 条の 2 第 3 項第 2 号」を「第 67 条の 3 第 3 項第 2 号」に改め、同表の 334 の 5 の項中「第 67 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 67 条の 3 第 9 項第 2 号」に改め、同表の 347 の 3 の項の次に次のように加える。

347 の 4 建築基準法施行令第 137 条の 16 第 2 号の規定に基づく、移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないとする建築物の認定の申請に対する審査	移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないとする建築物の認定申請手数料	27,000 円
--	---	----------

別表第 1 の 389 の 4 の項を削り、同表の 389 の 3 の 2 の項を同表の 389 の 4 の項とし、同表の 389 の 5 の項中

		(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合にあっては、(1)に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加えた額 ア 建築基準法第 6 条第 5 項の規定に基づく構造計算適合性判定を要しないもの 460,000 円の範囲内において、床面積の区分
--	--	--

		<p>に応じ規則で定める額</p> <p>イ 建築基準法第 6 条第 5 項の規定に基づく構造計算適合性判定を要するもの アに掲げる額に、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加えた額</p> <p>(ア) 建築基準法第 20 条第 2 号イに規定する方法によるもの 1 の建築物につき 643,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(イ) 建築基準法第 20 条第 2 号イ又は第 3 号イに規定するプログラムによるもの 1 の建築物につき 363,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額</p>
--	--	---

を

「

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法

律第 6 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合にあっては、(1)に掲げる額に、460,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額

に改め、同表の 389 の 6 の項中

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合にあっては、(1)に掲げる額に、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加えた額

ア 建築基準法第 6 条第 5 項の規定に基づく構造計算適合性判定を要しないもの 460,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額

イ 建築基準法第 6 条第 5 項の規定に基づく構造計算適合性判定を要するもの アに掲げる

		<p>額に、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加えた額</p> <p>(ア) 建築基準法第 20 条第 2 号イに規定する方法によるもの 1 の建築物につき 643,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(イ) 建築基準法第 20 条第 2 号イ又は第 3 号イに規定するプログラムによるもの 1 の建築物につき 363,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額</p>
を		<p>(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合にあっては、(1)に掲げる額に、460,000 円の範囲内</p>

において、床面積の  
区分に応じ規則で定  
める額を加えた額

に改め、同表の 389 の 9 の項中

(2) 都市の低炭素化の  
促進に関する法律第  
54条第 2 項の規定に  
基づく申出をする場  
合にあっては、(1)に  
掲げる額に、次に掲  
げる区分に応じそれ  
ぞれ次に定める額を  
加えた額

ア 建築基準法第 6  
条第 5 項の規定に  
基づく構造計算適  
合性判定を要しな  
いもの 460,000  
円の範囲内におい  
て、床面積の区分  
に応じ規則で定め  
る額

イ 建築基準法第 6  
条第 5 項の規定に  
基づく構造計算適  
合性判定を要する  
もの アに掲げる  
額に、次に掲げる  
区分に応じそれぞ  
れ次に定める額を  
加えた額

(ア) 建築基準法第  
20条第 2 号イに  
規定する方法に  
よるもの 1 の

		<p>建築物につき 643,000 円の範 囲内において、 床面積の区分に 応じ規則で定め る額</p> <p>(イ) 建築基準法第 20条第 2 号イ又 は第 3 号イに規 定するプログラ ムによるもの 1 の建築物につ き 363,000 円の 範囲内において、 床面積の区分に 応じ規則で定め る額</p>
--	--	--

を

		<p>(2) 都市の低炭素化の 促進に関する法律第 54条第 2 項の規定に 基づく申出をする場 合にあっては、(1)に 掲げる額に、 460,000 円の範囲内 において、床面積の 区分に応じ規則で定 める額を加えた額</p>
--	--	--

に改め、同表の 389 の 10 の項中

		<p>(2) 都市の低炭素化の 促進に関する法律第 55条第 2 項において 準用する同法第 54 条 第 2 項の規定に基づ</p>
--	--	---

く申出をする場合にあっては、(1)に掲げる額に、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加えた額

ア 建築基準法第 6 条第 5 項の規定に基づく構造計算適合性判定を要しないもの 460,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額

イ 建築基準法第 6 条第 5 項の規定に基づく構造計算適合性判定を要するもの アに掲げる額に、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加えた額

(ア) 建築基準法第 20 条第 2 号イに規定する方法によるもの 1 の建築物につき 643,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額

(イ) 建築基準法第 20 条第 2 号イ又

		は第 3 号イに規定するプログラムによるもの 1 の建築物につき 363,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額
--	--	--

を

		(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合にあっては、(1)に掲げる額に、460,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額
--	--	---

に改め、同表の 451 の項中

		(14) 法第 108 条の 2 第 2 項に掲げる講習 5,600 円の範囲内において、講習の種類に応じ規則で定める額
--	--	--

を



	(14) 法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に掲げる 講習 講習 1 時間 につき 1,900 円
	(15) 法第 108 条の 2 第 2 項に掲げる講習 5,600 円の範囲内 において、講習の種 類に応じて規則で 定める額

に改める。

別表第 1 の備考の 10 中「314 の項、」及び「、389 の 4 の項から 389 の 6 の項まで、389 の 9 の項及び 389 の 10 の項」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中別表第 1 に 198 の 4 の項及び 198 の 5 の項を加える改正規定、同表の 314 の項及び 315 の項の改正規定、同表の 334 の 6 の項を同表の 334 の 7 の項とし、同表の 334 の 5 の項を同表の 334 の 6 の項とし、同表の 334 の 4 の項を同表の 334 の 5 の項とし、同表の 334 の 3 の項を同表の 334 の 4 の項とし、同表に 334 の 3 の項を加える改正規定並びに 389 の 3 の 2 の項を加える改正規定 公布の日

(2) 第 1 条中別表第 1 の 25 の項から 29 の項までの改正規定 平成 27 年 5 月 29 日

(3) 第 2 条の規定 平成 27 年 6 月 1 日

(4) 第 1 条中別表第 1 の 350 の項及び別表第 3 の 10 の 2 の項の改正規定 平成 27 年 6 月 25 日

(経過措置)

2 この条例（前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる規定については、当該規定）の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

(財 政 課)

### 富山県条例第19号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 198 条第 2 項第 1 号及び附則第 9 条第 1 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年 5 月29日から施行する。

(税 務 課)

### 富山県条例第20号

とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する  
条例の一部を改正する条例

とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例（平成21年富山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 節 経済的負担の軽減（第29条）」を

「第 4 節 結婚の支援（第29条）」

に、「第30条・第31条」を「第31条・第

第 5 節 経済的負担の軽減（第30条）」

32条」に、「第32条・第33条」を「第33条・第34条」に、「第34条―第36条」を「第35条―第37条」に改める。

第17条第 1 項中「50人を超え」を「30人以上」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 次世代育成支援対策推進法第15条の 2 の認定を受けた一般事業主については、前項の規定は、適用しない。

第36条を第37条とし、第35条を第36条とし、第34条を第35条とする。

第 5 章中第33条を第34条とし、第32条を第33条とする。

第 4 章中第 31 条を第 32 条とし、第 30 条を第 31 条とする。

第 3 章第 4 節中第 29 条を第 30 条とする。

第 3 章中第 4 節を第 5 節とし、第 3 節の次に次の 1 節を加える。

#### 第 4 節 結婚の支援

**第 29 条** 県は、市町村、事業者等と連携し、結婚を希望する者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 17 条の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 平成 27 年 4 月 1 日
- (2) 第 17 条の改正規定（同条第 1 項に係る部分に限る。） 平成 29 年 4 月 1 日  
(知事政策局)

### 富山県条例第 21 号

富山県食品衛生条例の一部を改正する条例

**第 1 条** 富山県食品衛生条例（平成 11 年富山県条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 項第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、当該施設において客に飲食させない場合は、客室を設けないことができる。

別表第 2 第 2 項第 8 号に次のただし書を加える。

ただし、常温保存可能品のみを販売する場合は、この限りでない。

別表第 2 第 2 項第 19 号中「製氷室」の次に「又は製氷設備」を加える。

**第 2 条** 富山県食品衛生条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表第 1」を「危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある製造工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いる場合は別表第 1、その他の場合は別表第 2」に改める。

第 3 条中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

第 5 条中「別表第 1 第 11 項」を「別表第 1 第 1 項第 7 号又は別表第 2 第 1 項第 7 号」に改める。

第 7 条中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

別表第 1 第 1 項各号列記以外の部分中「の基準は、次のとおりとする。」を削り、同項第 1 号ウ中「構成」を「能力」に改め、同項第 3 号ウ中「石けん」の次に「爪ブラシ、紙タオル」を加え、同項中第 6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 使用する水の管理

ア 施設で使用する水は、飲用に適した水であること。ただし、食品の安全に悪影響を及ぼすおそれのないものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

イ 水道水（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道から供給される水をいう。以下同じ。）以外の水を使用する場合は、定期的に水質検査を受け、当該記録を保存すること。

ウ 水道水以外の水を使用する場合で、滅菌装置又は浄水装置を設置したときは、これらの装置が正常に作動しているかどうかを定期的に確認し、当該記録を保存すること。

別表第 1 第 1 項第 7 号から第 9 号までを次のように改める。

(7) 食品衛生責任者の設置

営業者は、規則で定めるところにより、施設ごとに当該施設の従事者のうちから当該営業者の指示に基づき食品の衛生管理を行う者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。ただし、営業者自身が食品衛生責任者となる場合は、この限りでない。

(8) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

法第 48 条の規定に基づく食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

(9) 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

ア 製品について、原材料等の組成、物理的及び化学的性質、殺菌又は静菌処理、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要

な事項を記載した製品説明書を作成すること。

イ 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。  
別表第 1 第 1 項に次の 6 号を加える。

(10) 食品等（食品及び添加物（法第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の取扱い

ア 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質の一覧表（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び製品の特性等を考慮し、製造工程ごとの食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

イ アの規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある製造工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。

ウ 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めること。ただし、重要管理点を定めない理由を記載した文書を作成する場合は、この限りでない。

エ 重要管理点ごとに、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。

オ 管理基準の遵守状況を確認し、及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。また、モニタリングの方法に関する全ての記録には、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

カ モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（管理基準が遵守されなかったことにより影響を受けた製品の適切な処理を含む。）を、重要管理点にお

いて設定し、適切に実施すること。

キ 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

(11) 管理運営要領の作成

営業者は、施設、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者及び関係者に周知徹底すること。

(12) 食品の製造等の過程における記録の作成及び保存

ア 第10号に掲げる事項について記録を作成し、保存すること。

イ 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

ウ 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があった場合は、当該記録を提出すること。

(13) 販売食品等（法第3条第1項に規定する販売食品等をいう。以下同じ。）の回収及び廃棄

ア 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、問題となった販売食品等を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び当該施設の所在地を管轄する富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第1条に規定する厚生センターの長（以下「厚生センター所長」という。）への報告等の手順を定めること。

イ 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合は、回収された販売食品等に関し廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に講ずること。

ウ 販売食品等の回収又は廃棄を行う場合は、必要に応じて消費者の注意喚起等のため、当該販売食品等の回収又は廃棄に関する情報を公表するよう努めること。

(14) 検食の保管

食堂、仕出し屋その他の規則で定める営業を行う者は、規則で定めると

ころにより、検食を保管すること。

(15) 情報の提供

ア 営業者は、消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報を提供するよう努めること。

イ 営業者は、当該営業者が製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師の診察を受けて当該症状が当該食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものをいう。）の情報及び法に違反する食品等に関する情報を知ったときは、速やかに当該情報を厚生センター所長に報告すること。

別表第 1 第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 従事者等の衛生管理

(1) 営業者は、健康診断を行うこと等により食品衛生上必要な従事者の健康状態の把握に努めること。

(2) 従事者は、食品取扱室（食品の製造、加工又は調理を行う室をいう。）内においては、清潔な作業衣、帽子及び専用の履物を着用すること。

3 従事者等に対する食品衛生上必要な事項に関する教育

営業者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう従事者及び関係者に対して、食品等、器具及び容器包装（法第 4 条第 5 項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）の衛生的な取扱方法、汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理その他の食品衛生上必要な事項に関する教育を実施すること。

別表第 1 第 4 項から第 7 項までを削り、同表第 8 項各号列記以外の部分中「に当たっては、次に掲げる措置を講ずること。」を削り、同項を同表第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 食品の販売

食品の販売に当たっては、日光の直射を防ぐとともに、温度の管理を適切に行うこと。

別表第 1 中第 9 項から第 11 項までを削り、第 12 項を第 6 項とする。

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

**別表第 2**（第 2 条関係）

## 1 施設等における衛生管理

## (1) 共通基準

別表第 1 第 1 項第 1 号に定めるところによること。

## (2) 施設の衛生管理

別表第 1 第 1 項第 2 号に定めるところによること。

## (3) 設備等の衛生管理

別表第 1 第 1 項第 3 号に定めるところによること。

## (4) 使用する水の管理

別表第 1 第 1 項第 4 号に定めるところによること。

## (5) ねずみ、昆虫等の対策

別表第 1 第 1 項第 5 号に定めるところによること。

## (6) 廃棄物等の取扱い

別表第 1 第 1 項第 6 号に定めるところによること。

## (7) 食品衛生責任者の設置

別表第 1 第 1 項第 7 号に定めるところによること。

## (8) 食品等の取扱い

ア 原材料の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、その結果を記録するよう努めること。

イ 原材料に寄生虫、病原微生物、農薬、動物用医薬品、有毒物、腐敗若しくは変敗した物又は異物を含むことが明らかの場合であって、通常の加工、調理等ではこれらが許容できる水準まで死滅又は除去されないときは、当該原材料を仕入れないこと。

ウ 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。

エ 食品の製造、加工又は調理において、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素が、完全に又は安全な量まで死滅又は除去されていること。

オ 食品は、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、販売等のそれぞれの過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

カ 食品の相互間の汚染を防止するため、未加熱又は未加工の原材料は、



そのまま摂取される食品と区分して取り扱うよう努めること。

- キ 器具及び容器包装は、製品の汚染及び損傷を防止し、適切な表示を行うことができるものを使用すること。
  - ク 再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易にできるものを用いること。
  - ケ 食品等の製造又は加工に当たっては、次の事項の実施に努めること。
    - (ア) 原材料及び製品への金属、ガラス、じんあい、洗浄剤、機械油等の異物の混入を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて原材料及び製品への異物の混入の有無について検査すること。
    - (イ) 原材料、製品及び容器包装について一定の単位ごとに管理し、当該記録を保存すること。
    - (ウ) 製品ごとに、当該製品の特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存すること。
    - (エ) 分割され、又は細切りされた食肉等について、異物の混入の有無を確認し、異物の混入が認められた場合は、汚染の可能性がある部分を廃棄すること。
    - (オ) 原材料として使用していない特定原材料（食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）別表第4に掲げる食品をいう。）が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。
  - コ 原材料及び製品について自主検査を行い、法に基づき定められた規格及び基準等に適合するかどうかを確認し、当該記録を保存するよう努めること。
- (9) 管理運営要領の作成  
別表第1第1項第11号に定めるところによること。
- (10) 食品の製造等の過程における記録の作成及び保存
- ア 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状況、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
  - イ 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等

から要請があった場合は、当該記録を提出すること。

ウ 製造し、又は加工した製品について自主検査を行った場合は、当該記録を保存するよう努めること。

(11) 販売食品等の回収及び廃棄

別表第 1 第 1 項第 13 号に定めるところによること。

(12) 検食の保管

別表第 1 第 1 項第 14 号に定めるところによること。

(13) 情報の提供

別表第 1 第 1 項第 15 号に定めるところによること。

2 従事者等の衛生管理

別表第 1 第 2 項に定めるところによること。

3 従事者等に対する食品衛生上必要な事項に関する教育

別表第 1 第 3 項に定めるところによること。

4 食品の運搬

別表第 1 第 4 項に定めるところによること。

5 食品の販売

別表第 1 第 5 項に定めるところによること。

6 前各項に定めるもののほか、公衆衛生上講ずべき措置の基準については、規則で定めるところによる。

**第 3 条** 富山県食品衛生条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 15 号イ中「をいう。」の次に「ウにおいて同じ。」を加え、同号に次のように加える。

ウ 営業者は、消費者等から、製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の情報であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、速やかに当該情報を厚生センター所長に報告すること。

**附 則**

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条の改正規定 公布の日

(2) 第 3 条の改正規定 平成27年 7 月 1 日

(生活衛生課)

### 富山県条例第22号

富山県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

富山県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成 5 年富山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「又は厚生労働大臣」を「又は知事」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(厚生企画課)

### 富山県条例第23号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第51条第 8 項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第 6 条の 2 第 3 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

第97条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。）が」を「第 111 条第 1 号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第 111 条第 1 号において同じ。）が」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の次に「第 111 条第 1 号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定

看護小規模多機能型居宅介護をいう。第 111 条第 1 号において同じ。」を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項）の次に「又は第 171 条第 1 項」を加え、「以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所に」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」に改め、同条第 1 号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第 63 条第 1 項」の次に「又は第 171 条第 1 項」を加え、「小規模多機能型居宅介護事業所に」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」に、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）」に改め、同条第 2 号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の次に「（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては 12 人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第 97 条第 3 号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第 67 条第 2 項第 1 号」の次に「又は第 175 条第 2 項第 1 号」を加え、同条第 4 号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第 63 条」の次に「又は第 171 条」を加える。

第 111 条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第 1 号中「指定小規模多機能型居宅介護事業

者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第63条第5項」の次に「又は第171条第6項」を加え、同条第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「9人」の次に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所においては、6人）」を加え、同条第3号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第2項第2号ハ」の次に「又は第175条第2項第2号ハ」を加える。

第180条第9項第1号中「以上」を削る。

附則第14条を附則第20条とし、附則第10条から第13条までを6条ずつ繰り下げ、附則第9条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第3項中「附則第9条第1項」を「附則第15条第1項」に改め、同条を附則第15条とし、附則第8条を附則第14条とし、附則第5条から第7条までを6条ずつ繰り下げ、附則第4条の次に次の6条を加える。

（地域移行支援型ホームの特例）

**第5条** 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第180条第1項（第193条の6において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

(1) 県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第89条第2項第2号の規定により県が定める区域をいう。以下この号において同じ。）における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の量が事業を開始する時点において、同条第1項に規定する都道府県障害福祉計画において定める県又は当該区域の指定共同生活援助等の必要な量に満たない県又は区域内において事業を行うものであること。

(2) 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第180条第

2 項から第 9 項まで（第 193 条の 6 において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、第 180 条第 2 項中「4 人以上」とあるのは、「4 人以上 30 人以下」とする。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等）

**第 6 条** 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間）

**第 7 条** 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、2 年を超えて、指定共同生活援助等を提供してはならない。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針）

**第 8 条** 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等）

**第 9 条** 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第 193 条又は第 193 条の 12 において準用する第 60 条の規定を適用する場合には、同条第 2 項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第 7 条に定める期間内に附則第 8 条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第 4 項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

（地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置）

**第 10 条** 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第51条第8項及び第180条第9項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(障害福祉課)

### 富山県条例第24号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例の一部改正)

**第1条** 次に掲げる条例の規定中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

- (1) 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第76号）第2条第2項第3号
- (2) 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例（平成26年富山県条例第60号）第4条第3号

(富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第2条** 富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号イ中「第 6 条の 2 第 3 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(障害福祉課)

### 富山県条例第25号

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第46条第12項中「若しくは指定介護予防サービス基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第14項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する



指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護については、この条例による改正前の富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第 46 条第 12 項の規定は、なおその効力を有する。

(高齢福祉課)

## 富山県条例第 26 号

富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年富山県条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「指定介護予防訪問介護事業者（富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年富山県条例第 67 号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ）を「法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）第 5 条による改正前の法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という）」に、「指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス基準条例第 5 条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第 1 号訪問事業」に、「及び指定介護予防訪問介護」を「又は当該第 1 号訪問事業」に改め、同条第 5 項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第 2 項に規定する第 1 号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第 1 号訪問事業」に、「指定介護予防サービス基準条例第 6 条第 1 項から第 4 項までに規定する」を「市町村の定める当該第 1 号訪問事業の」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条

第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 2 項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。第 8 条第 2 項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第 6 条第 2 項に規定する第 1 号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第 1 号訪問事業」に、「指定介護予防サービス基準条例第 8 条第 1 項に規定する」を「市町村の定める当該第 1 号訪問事業の」に改める。

第 14 条中「第 4 号」の次に「。以下「指定居宅介護支援基準条例」という。」を加える。

第 43 条第 3 項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス基準条例第 43 条第 1 項に規定する基準該当介護予防訪問介護）」を「法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービス）」に、「」の事業を「」に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第 2 項に規定する」を「市町村の定める当該第 1 号訪問事業の」に改める。

第 45 条第 2 項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第 43 条第 3 項に規定する第 1 号訪問事業」に、「指定介護予防サービス基準条例第 45 条第 1 項に規定する」を「市町村の定める当該第 1 号訪問事業の」に改める。

第 49 条第 3 項中「（指定介護予防サービス基準条例第 49 条第 1 項）」を「（富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年富山県条例第 67 号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。）第 49 条第 1 項）」に改める。

第 64 条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第 65 条第 5 項中「第 171 条第 1 項」を「第 171 条第 10 項」に、「指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定複合型サービス）」を

「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護）」に改める。

第80条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第85条に次の 1 号を加える。

- (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第 1 項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第 141 条第 1 項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第 8 条第 23 項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第86条に次の 1 項を加える。

- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第 137 条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第 141 条第 1 項から第 4 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第99条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 100 条第 1 項第 3 号中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス基準条例第98条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第 115 条の45第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を

「当該第 1 号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第 1 号通所事業の」に改め、同条第 8 項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第 1 号通所事業」に、「指定介護予防サービス基準条例第 98 条第 1 項から第 7 項までに規定する」を「市町村の定める当該第 1 号通所事業の」に改める。

第 102 条第 4 項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第 100 条第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第 1 号通所事業」に、「指定介護予防サービス基準条例第 100 条第 1 項から第 3 項までに規定する」を「市町村の定める当該第 1 号通所事業の」に、「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った知事に届け出るものとする。

第 111 条の次に次の 1 条を加える。

（事故発生時の対応）

**第 111 条の 2** 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第 102 条第 4 項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第 112 条第 2 項第 5 号中「次条において準用する第 40 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改める。

第 113 条中「第 41 条まで」を「第 39 条まで、第 41 条」に改める。

第 115 条第 1 項中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 119 条に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った知事に届け出るものとする。

第 130 条第 2 項第 6 号中「第 40 条第 2 項」を「第 111 条の 2 第 2 項」に改める。

第 131 条中「第 41 条まで」を「第 39 条まで、第 41 条」に、「第 111 条」を「第 111 条の 2」に改め、「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」との次に「、第 111 条の 2 第 4 項中「第 102 条第 4 項」とあるのは「第 119 条第 4 項」と」を加える。

第 132 条第 1 項第 3 号中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス基準条例第 113 条第 1 項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ）を「法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る）」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第 1 号通所事業の」に改め、同条第 7 項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業」に、「指定介護予防サービス基準条例第 113 条第 1 項から第 6 項までに規定する」を「市町村の定める当該第 1 号通所事業の」に改める。

第 134 条第 4 項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第 132 条第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業」に、「指定介護予防サービス基準条例第 115 条第 1 項から第 3 項までに規定する」を「市町村の定める当該第 1 号通所事業の」に改める。

第 135 条中「第 39 条から第 41 条まで」を「第 39 条、第 41 条」に改める。

第 136 条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 140 条に次の 1 号を加える。

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情

報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第 141 条に次の 1 項を加える。

- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第 86 条第 1 項から第 4 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 4 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 165 条に次の 1 項を加える。

- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援基準条例第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第 182 条中「指定通所介護事業所若しくは」を「指定通所介護事業所、」に改め、「をいう。）」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第 188 条中「「看護職員」と」の次に「、第 165 条第 2 項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第 191 条第 1 項第 4 号ア中「平方メートル」の次に「以上」を加える。

第 217 条第 3 項を削る。

第 218 条第 2 項第 2 号アを次のように改める。

- ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に 10 分の 3 を乗じて得た数の合計数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。

第 223 条を次のように改める。

### 第 223 条 削除

第 236 条第 2 項第 8 号を削る。

第 247 条第 2 項第 10 号を削る。

第 248 条中「第 222 条から」を「第 222 条、第 224 条から」に改める。

第 258 条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽<sup>きんらん</sup>に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(介護予防訪問介護に関する経過措置)
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「旧法」という。）第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第 6 条第 2 項及び第 5 項、第 8 条第 2 項、第 43 条第 3 項並びに第 45 条第 2 項の規定は、なおその効力を有する。  
(介護予防通所介護に関する経過措置)
- 3 旧法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧条例第 100 条第 1 項

第 3 号及び第 8 項、第 102 条第 4 項、第 132 条第 1 項第 3 号及び第 7 項並びに第 134 条第 4 項の規定は、なおその効力を有する。

(高齢福祉課)

## 富山県条例第27号

富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例  
富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中

### 「第 2 章 介護予防訪問介護

第 1 節 基本方針（第 5 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 6 条・第 7 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 8 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 9 条—第 39 条の 2）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 40 条—第 42 条）

第 6 節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第 43 条—第 47 条）」

を「第 2 章 削除」に、「第 52 条」を「第 51 条の 2」に、

### 「第 7 章 介護予防通所介護

第 1 節 基本方針（第 97 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 98 条・第 99 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 100 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 101 条—第 108 条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 109 条—第 112 条）

第 6 節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第 113 条—第 116 条）」



を「第 7 章 削除」に、「第 120 条」を「第 119 条の 2」に改める。

第 2 章を次のように改める。

## 第 2 章 削除

### 第 5 条から第 47 条まで 削除

第 49 条第 3 項中「（指定居宅サービス基準条例第 49 条第 1 項）を「（富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年富山県条例第 66 号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第 49 条第 1 項）」に改める。

第 3 章第 4 節中第 52 条の前に次の 12 条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

**第 51 条の 2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 55 条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る

電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第 2 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第 2 項の規定により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第 2 項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

**第51条の3** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第51条の4** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する

地域をいう。以下同じ。)等を勸案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

**第51条の5** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第 115 条の 3 第 2 項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

**第51条の6** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第51条の7** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努

めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

**第51条の8** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

**第51条の9** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

**第51条の10** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

**第51条の11** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第51条の12** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められ

たときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第51条の13** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第52条の次に次の2条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第52条の2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

**第52条の3** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第55条の次に次の10条を加える。

(勤務体制の確保等)

**第55条の2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

**第55条の3** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

**第55条の4** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

**第55条の5** 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

**第55条の6** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

**第55条の7** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

**第55条の8** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

**第55条の9** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力す

るよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第55条の10** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

**第55条の11** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第56条第2項第1号中「次条において準用する第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第2号中「次条において準用する第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「次条において準用する第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第57条を次のように改める。

(暴力団員等の排除)

**第57条** 指定介護予防訪問入浴介護事業者の役員及び指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第63条を次のように改める。

(準用)

**第63条** 第1節、第4節（第51条の9、第52条第1項並びに第55条の8第5項及び



第 6 項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の 2 第 1 項及び第55条の 4 中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第 1 項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第 4 項の規定により利用者によって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、第52条の 2 中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第57条第 1 項中「の役員」とあるのは「(法人にあっては、その役員)」と読み替えるものとする。

第74条第 2 項第 4 号中「第20条第 2 項」を「第51条の13第 2 項」に改め、同項第 5 号中「第24条」を「第52条の 3」に改め、同項第 6 号中「第35条第 2 項」を「第55条の 8 第 2 項」に改め、同項第 7 号中「第37条第 2 項」を「第55条の10第 2 項」に改める。

第75条中「第 9 条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで、第39条の 2 及び第54条」を「第51条の 2、第51条の 3、第51条の 5 から第51条の 7 まで、第51条の 9 から第51条の13まで、第52条の 2、第52条の 3、第54条、第55条の 2 から第55条の11まで及び第57条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第 9 条第 1 項及び第31条中「第27条」を「第51条の 2 第 1 項及び第55条の 4 中「第55条」に、「第14条中」を「第51条の 7 中」に改め、「病歴」との次に「、第55条の 3 第 2 項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」とを加え、「第39条の 2 第 1 項」を「第57条第 1 項」に改める。

第84条第 2 項第 2 号中「第20条第 2 項」を「第51条の13第 2 項」に改め、同項第 3 号中「第24条」を「第52条の 3」に改め、同項第 4 号中「第35条第 2 項」を「第55条の 8 第 2 項」に改め、同項第 5 号中「第37条第 2 項」を「第55条の10第 2 項」に改める。

第85条中「第 9 条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第39条の 2、第54条」を「第51条の

2 から第51条の 7 まで、第51条の 9 から第51条の13まで、第52条の 2、第52条の 3、第54条、第55条の 2 から第55条の 5 まで、第55条の 7 から第55条の11まで、第57条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第 9 条第 1 項及び第31条中「第27条」を「第51条の 2 第 1 項及び第55条の 4 中「第55条」に、「第14条中」を「第51条の 7 中」に改め、「病歴」と」の次に「、第55条の 3 第 2 項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加え、「第39条の 2 第 1 項」を「第57条第 1 項」に改める。

第87条第 1 号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第 2 条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第 8 条の 2 第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同条第13号中「第11号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第 6 号から第11号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第 118 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第 126 条第 2 号から第 5 号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第 2 号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第93条第 2 項第 1 号中「第20条第 2 項」を「第51条の13第 2 項」に改め、同項第 2 号中「第24条」を「第52条の 3」に改め、同項第 3 号中「第35条第 2 項」を「第55条の 8 第 2 項」に改め、同項第 4 号中「第37条第 2 項」を「第55条の10第 2 項」

に改める。

第94条中「第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第39条の2、第54条」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、第57条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」に、「第14条中」を「第51条の7中」に、「第19条中」を「第51条の12中」に改め、「利用者」との次に「第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加え、「第39条の2第1項」を「第57条第1項」に改める。

第7章を次のように改める。

## 第7章 削除

### 第97条から第116条まで 削除

第8章第4節中第120条の前に次の2条を加える。

(利用料等の受領)

**第119条の2** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

- (2) 食事の提供に要する費用
  - (3) おむつ代
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第 2 号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。）第 118 条の 2 第 4 項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（緊急時等の対応）

**第 119 条の 3** 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第 121 条の次に次の 3 条を加える。

（勤務体制の確保等）

**第 121 条の 2** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

**第 121 条の 3** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第 121 条の 4** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、火災、風水害、地震その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

第 123 条第 2 項第 2 号中「第 20 条第 2 項」を「第 51 条の 13 第 2 項」に改め、同項第 3 号中「第 24 条」を「第 52 条の 3」に改め、同項第 4 号中「第 35 条第 2 項」を「第 55 条の 8 第 2 項」に改め、同項第 5 号中「第 37 条第 2 項」を「第 55 条の 10 第 2 項」に改める。

第 124 条中「第 9 条から第 14 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 31 条、第 32 条、第 34 条から第 38 条まで、第 39 条の 2、第 69 条、第 101 条及び第 103 条から第 105 条まで」を「第 51 条の 2 から第 51 条の 7 まで、第 51 条の 9 から第 51 条の 11 まで、第 51 条の 13、第 52 条の 2、第 52 条の 3、第 55 条の 4、第 55 条の 5、第 55 条の 7 から第 55 条の 11 まで、第 57 条及び第 69 条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第 9 条第 1 項及び第 31 条中「第 27 条」を「第 51 条の 2 第 1 項及び第 55 条の 4 中「第 55 条」に、「第 14 条中」を「第 51 条の 7 中」に、「第 39 条の 2 第 1 項」を「第 57 条第 1 項」に改め、「第 103 条第 3 項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第 126 条第 1 号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第 12 号中「第 10 号」を「第 11 号」に改め、同号を同条第 13 号とし、同条中第 11 号を第 12 号とし、第 6 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハ

ビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたりハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第 87 条第 2 号から第 5 号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第 2 号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 133 条第 1 項第 2 号ア及びイ中「第 105 条」を「第 121 条の 4」に改める。

第 134 条第 2 項中「第 9 条第 2 項」を「第 51 条の 2 第 2 項」に改める。

第 140 条に次の 1 項を加える。

- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第 2 条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第 140 条の次に次の 1 条を加える。

(衛生管理等)

**第 140 条の 2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 142 条第 2 項第 3 号中「第 20 条第 2 項」を「第 51 条の 13 第 2 項」に改め、同項第 4 号中「第 24 条」を「第 52 条の 3」に改め、同項第 5 号中「第 35 条第 2 項」を「第 55 条の 8 第 2 項」に改め、同項第 6 号中「第 37 条第 2 項」を「第 55 条の 10 第 2 項」に改める。

第 143 条中「第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 24 条、第 31 条から第 38 条まで、第 39 条の 2」を「第 51 条の 3 から第 51 条の 7 まで、第 51

条の 9、第 51 条の 10、第 51 条の 13、第 52 条の 2、第 52 条の 3」に、「第 103 条、第 105 条及び第 106 条」を「第 55 条の 4 から第 55 条の 11 まで、第 57 条、第 121 条の 2 及び第 121 条の 4」に、「第 31 条中「第 27 条」を「第 55 条の 4 中「第 55 条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第 103 条第 3 項中「介護予防通所介護従業者」を「第 121 条の 2 第 3 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第 154 条第 1 項第 2 号ア及びイ中「第 105 条」を「第 121 条の 4」に改める。

第 160 条中「第 138 条」の次に「、第 140 条の 2」を加え、「第 103 条」を「第 121 条の 2」に改める。

第 166 条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「、指定介護予防通所介護事業所」を削り、「をいう。）」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第 167 条第 4 項、第 170 条第 1 項ただし書及び第 171 条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第 172 条中「第 10 条から第 14 条まで、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 24 条、第 31 条から第 34 条まで、第 35 条」を「第 51 条の 3 から第 51 条の 7 まで、第 51 条の 10、第 51 条の 13、第 52 条の 2、第 52 条の 3、第 54 条、第 55 条の 4 から第 55 条の 7 まで、第 55 条の 8」に、「第 36 条から第 38 条まで、第 39 条の 2、第 54 条、第 103 条、第 105 条、第 106 条」を「第 55 条の 9 から第 55 条の 11 まで、第 57 条、第 121 条の 2、第 121 条の 4」に、「第 20 条第 1 項」を「第 51 条の 13 第 1 項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第 22 条中」を「第 52 条の 2 中」に、「第 31 条中「第 27 条」を「第 55 条の 4 中「第 55 条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第 39 条の 2 第 1 項」を「第 57 条第 1 項」に、「第 103 条第 3 項中「介護予防通所介護従業者」を「第 121 条の 2 第 3 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、「前項」と」の次に「、第 140 条第 2 項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第 175 条第 1 項第 4 号ア中「平方メートル」の次に「以上」を加える。

第 181 条第 2 項第 3 号中「第 20 条第 2 項」を「第 51 条の 13 第 2 項」に改め、同項第 4 号中「第 24 条」を「第 52 条の 3」に改め、同項第 5 号中「第 35 条第 2 項」を「第 55 条の 8 第 2 項」に改め、同項第 6 号中「第 37 条第 2 項」を「第 55 条の 10 第 2 項」に改める。

第 182 条中「第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 24 条、第 31 条、第 32 条、第 34 条から第 38 条まで、第 39 条の 2」を「第 51 条の 3 から第 51 条の 7 まで、第 51 条の 9、第 51 条の 10、第 51 条の 13、第 52 条の 2、第 52 条の 3」に、「第 103 条、第 105 条」を「第 55 条の 4、第 55 条の 5、第 55 条の 7 から第 55 条の 11 まで、第 57 条、第 121 条の 2、第 121 条の 4」に、「第 31 条中「第 27 条」を「第 55 条の 4 中「第 55 条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第 39 条の 2 第 1 項」を「第 57 条第 1 項」に、「第 103 条第 3 項中「介護予防通所介護従業者」を「第 121 条の 2 第 3 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第 197 条中「第 103 条」を「第 121 条の 2」に改める。

第 203 条第 3 項を削る。

第 204 条第 1 項第 2 号アを次のように改める。

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が 10 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。

第 204 条第 2 項第 2 号アを次のように改める。

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に 10 分の 3 を乗じて得た数の合計数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。

第 207 条第 4 項中「第 9 条第 2 項」を「第 51 条の 2 第 2 項」に改める。

第 209 条を次のように改める。

## 第 209 条 削除

第 217 条第 2 項第 2 号を削り、同項中第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同項第 6 号中「第 24 条」を「第 52 条の 3」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号中「第 35 条第 2 項」を「第 55 条の 8 第 2 項」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 8 号中「第 37 条第 2 項」を「第 55 条の 10 第 2 項」に改



め、同号を同項第 7 号とする。

第 218 条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第39条の 2、第53条、第54条、第 105 条及び第 106 条」を「第51条の 5、第51条の 6、第52条の 2 から第54条まで、第55条の 4 から第55条の11まで、第57条、第 121 条の 4 及び第 140 条の 2」に、「第31条中「第27条」とあるのは「第 213 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第53条」を「第53条及び第55条の 4」に改め、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」の次に「、同条中「第55条」とあるのは「第 213 条」と」を加える。

第 226 条中「指定介護予防サービス」を削る。

第 231 条第 4 項中「第 9 条第 2 項」を「第51条の 2 第 2 項」に改める。

第 233 条第 2 項中「事業者は」の次に「、指定居宅サービス事業者（法第41条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は法第 115 条の45の 3 第 1 項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」を加え、同条第 3 項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（指定居宅サービス基準条例第 5 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）」、指定通所介護（指定居宅サービス基準条例第 99 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の次に「並びに法第 115 条の45第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第 1 号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第 1 号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第 1 号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第 4 項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護又は指定第 1 号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護又は指定第 1 号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

第 234 条第 2 項第 4 号中「第24条」を「第52条の 3」に改め、同項第 5 号中「第 35 条第 2 項」を「第55条の 8 第 2 項」に改め、同項第 6 号中「第37条第 2 項」を

「第55条の10第2項」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第235条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第39条の2、第53条、第54条、第105条、第106条」を「第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第57条、第121条の4、第140条の2」に、「第31条中「第27条」を「第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第33条中「指定介護予防訪問介護事業所」を「第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第244条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽<sup>けんざん</sup>に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第248条第2項第3号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第249条中「第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第39条の2」を「第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3」に、「並びに第103条第1項及び第2項」を「第55条の5から第55条の11まで、第57条並びに第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条」を「第51条の12」に、「第20条第1項」を「第51条の13第1項」に、「第22条中」を「第52条の2中」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項」に改める。

第254条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、

第32条から第34条まで、第35条」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8」に、「第36条から第38条まで、第39条の2、第54条並びに第103条第1項及び第2項」を「第55条の9から第55条の11まで、第57条並びに第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条」を「第51条の12」に、「第20条第1項」を「第51条の13第1項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第52条の2中」に、「第39条の2第1項」を「第57条第1項」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項」に改める。

第262条第2項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第263条中「第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第39条の2」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3」に、「第103条第1項及び第2項」を「第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第57条、第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条中」を「第51条の12中」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

**第2条** 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介

護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「旧法」という。）第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、この条例による改正前の富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第 1 条及び第 5 条から第 47 条までの規定は、なおその効力を有する。

**第 3 条** 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第 6 条第 2 項及び第 6 項並びに第 8 条第 2 項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 6 条 第 2 項	指定訪問介護事業者（富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年富山県条例第 66 号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定訪問介護（指定居宅サービス基準条例第 5 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第 1 号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護及び当該第 1 号訪問事業
第 6 条 第 6 項	指定訪問介護事業者	第 2 項に規定する第 1 号訪問事業に係る指定事業者

	指定訪問介護の事業	当該第 1 号訪問事業
	指定居宅サービス基準条例第 6 条第 1 項から第 4 項までに規定する	市町村の定める当該第 1 号訪問事業の
第 8 条第 2 項	指定訪問介護事業者	第 6 条第 2 項に規定する第 1 号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第 1 号訪問事業
	指定居宅サービス基準条例第 8 条第 1 項に規定する	市町村の定める当該第 1 号訪問事業の

2 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第 43 条第 3 項及び第 45 条第 2 項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 43 条第 3 項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス基準条例第 43 条第 1 項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	同項及び同条第 2 項に規定する	市町村の定める当該第 1 号訪問事業の
第 45 条第 2 項	基準該当訪問介護の事業	第 43 条第 3 項に規定する第 1 号訪問事業
	指定居宅サービス基準条例第 45 条第 1 項に規定する	市町村の定める当該第 1 号訪問事業の

（介護予防通所介護に関する経過措置）

**第 4 条** 旧法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」とい

う。)又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)については、旧条例第1条、第9条から第15条まで(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第16条(第108条において準用する場合に限る。)、第17条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第18条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第20条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第22条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第24条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第25条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第31条から第34条まで(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第35条第1項から第4項まで(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第35条第5項及び第6項(第108条において準用する場合に限る。)、第36条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第38条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第97条から第116条まで、第166条、第167条第4項、第170条第1項及び第171条の規定は、なおその効力を有する。

**第5条** 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第98条第1項第3号及び第8項並びに第100条第5項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項第3号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者
------------	--	--

	指定通所介護（指定居宅サービス基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第1号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第98条第8項	指定通所介護事業者	第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス基準条例第100条第1項から第7項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の
第100条第5項	指定通所介護事業者	第98条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス基準条例第102条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

- 2 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第113条第1項第3号及び第7項並びに第115条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第113条第1項第3号	基準該当通所介護（指定居宅サービス基準条例第132条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第113条第7項	基準該当通所介護の事業	第1項第3号に規定する第1号通所事業

	指定居宅サービス基準条例第 132 条第 1 項から第 6 項までに規定する	市町村の定める当該第 1 号通所事業の
第 115 条第 4 項	基準該当通所介護の事業	第 113 条第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業
	指定居宅サービス基準条例第 134 条第 1 項から第 3 項までに規定する	市町村の定める当該第 1 号通所事業の

**第 6 条** 整備法附則第 13 条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係るこの条例による改正後の富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 233 条第 2 項の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 13 条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。

2 新条例第 233 条第 2 項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第 3 項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条による改正前の法（以下「旧法」という。）第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第 4 項第 1 号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第 2 号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。



（富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第 2 条及び第 4 条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧条例の一部改正）

**第 7 条** 富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年富山県条例第27号）附則第 2 条及び第 4 条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧条例の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 第 2 項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。

第 100 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護の事業者に係る指定を行った知事に届け出るものとする。
- 第 106 条の次に次の 1 条を加える。

（事故発生時の対応）

**第 106 条の 2** 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提

供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護事業者は、第 100 条第 4 項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第 108 条中「第38条まで」を「第35条まで、第38条」に改める。

第 116 条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第38条」に改める。

(高齢福祉課)

#### 富山県条例第28号

富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項各号列記以外の部分及び第 1 号並びに同条第 7 項各号列記以外の部分及び第 1 号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第45条第 4 項第 2 号ただし書を削る。

第54条中「第40条第 2 項」を「第40条第 3 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(高齢福祉課)

#### 富山県条例第29号

富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する

る基準を定める条例（平成24年富山県条例第70号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（高齢福祉課）

### 富山県条例第30号

富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営  
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条中「又は利用者若しくは」を「及び利用者又は」に改める。

第16条中第26号を第27号とし、第21号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第20号中「医師の」を「医師等の」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同条第16号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第15号を第16号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第66号。以下この号において「指定居宅サービス基準条例」という。）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第16条に次の1号を加える。

(20) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定により、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第32条第2項第1号中「第16条第13号」を「第16条第14号」に改め、同項第2号エ中「第16条第14号」を「第16条第15号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(高齢福祉課)

## 富山県条例第31号

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第6条の2第8項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

第4条第2項各号列記以外の部分中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

第52条第2項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の次に「助言その他の」を加える。

第61条の2の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。）が」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が」に改め、「をいう。）」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を、「通りサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項）の次に「又は第171条第1項」を加え、「以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所」を

「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所に」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」に改め、同条第 1 号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第 63 条第 1 項」の次に「又は第 171 条第 1 項」を加え、「25 人」を「29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18 人）」に改め、同条第 2 号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15 人」の次に「（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等には次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所には 12 人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

第 61 条の 2 第 3 号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第 67 条第 2 項第 1 号」の次に「又は第 175 条第 2 項第 1 号」を加え、同条第 4 号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第 63 条」の次に「又は第 171 条」を加える。

第 73 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託医 1 以上
- (2) 看護師 1 以上

- (3) 児童指導員又は保育士 1 以上
- (4) 機能訓練担当職員 1 以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1 以上

第76条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所  
にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

第78条中「第37条まで、第39条から」を削り、「、第53条から第55条の2まで及  
び第70条」を「及び第53条から第55条の2まで」に改め、「、第13条第1項中「第  
38条」とあるのは「第78条において準用する第70条」と」を削り、「第70条第6号  
」を「第38条第6号」に改め、「、第70条第6号中「実施地域（当該指定医療  
型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。  
）」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第80条の次に次の1条を加える。

（利用定員）

**第80条の2** 基準該当放課後等デイサービス事業所は、利用定員を10人以上とする。

第81条中「第37条まで、第39条から」、「、第70条」及び「、第76条」を削る。

第90条第1項中「から第3項まで」を「、第2項及び第4項」に、「同条第3項」  
を「同条第4項」に改め、同条第2項中「第73条第4項」を「第73条第5項」に改  
める。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第1号及び  
第4条第2項各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

（障害福祉課）

## 富山県条例第32号

富山県看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例

富山県看護学生修学資金貸与条例（昭和39年富山県条例第57号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第2条第2項第1号中「、厚生労働大臣」を「が指定した学校」に改め、「学校

又は」を削る。

別表第 1 第 5 項中「第 6 条の 2 第 3 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(医 務 課)

### 富山県条例第33号

富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例

富山県薬事研究所条例（昭和60年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「1,300 円」を「3,100 円」に改める。

別表の 2 の表微生物試験の項を削り、同表中「19,200円」を「35,400円」に改め、同表その他の試験（動物を用いる試験及び細胞を用いる試験を除く。）の項の次に次のように加える。

機器操作技術指導	1 時間	4,100 円以下	
----------	------	-----------	--

#### 附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(くすり政策課)

### 富山県条例第34号

富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例の一部を改正する条例

富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例（平成24年富山県条例第49号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等に関する基本条例

前文中「産業の国際化、情報化が進展し、消費者の需要が多様化する中で」を「人口構造の変化、国際化及び情報化の進展、消費者の需要の多様化等の経済社会情勢の変化に伴い」に改め、「いる。」の次に「併せて、自立的で個性豊かな地域社会の形成において、小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性も増している。」を、「の育成」の次に「及び小規模企業の持続的な発展の促進」を加える。

第 1 条中「重要性」の次に「と併せて小規模企業が地域社会において果たす役割の重要性」を、「育成」の次に「、小規模企業の持続的な発展の促進」を加える。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

第 3 条第 3 項中「（中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。次条第 3 項において同じ。）」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

**第 3 条の 2** 小規模企業の持続的な発展は、小規模企業者の自主的な努力を促進することを旨として、就業の機会の提供、新たな産業の創出等に寄与する、地域の特色を生かした事業活動及び創造的な事業活動に資する事業環境が整備されることにより、推進されなければならない。

2 小規模企業の持続的な発展は、小規模企業者の地域における多様な主体との連携及び協働を促進することにより、推進されなければならない。

第 4 条第 1 項中「前条」を「前 2 条」に改める。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（小規模企業者の努力）

**第 5 条の 2** 小規模企業者は、基本理念にのっとり、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の持続的な発展に取り組むよう努めるものとする。

第 15 条第 1 項中「人材」の次に「、国際的な視野に立って事業を展開できる人材」



を加え、同条第 2 項中「継承」の次に「並びに伝統産業の後継者の育成」を加える。

第16条の見出し中「整備」の次に「等」を加え、同条第 1 項中「促進」の次に「、東京圏等からの就業の促進、女性の多様な就業の機会の創出に対する支援」を加える。

第16条の次に次の 1 条を加える。

(地域の活性化及び地域住民の生活の向上等に資する小規模企業者の事業活動の促進)

**第16条の2** 県は、小規模企業者が単独で又は共同して行う事業活動であって、地域の活性化又は地域住民の生活の向上及び交流の拡大に資するものの促進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(経営支援課)

### 富山県条例第35号

富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第10条中「地域」の次に「に所在する事業所」を加える。

第14条の2中「又は」を「若しくは」に改め、「休日等」の次に「（以下この条において「週休日等」という。）」を、「もの」の次に「又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したもの」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

**富山県条例第36号**

富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

富山県建築基準法施行条例（平成14年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第11条第1項中「第115条の2の2第1項第1号に掲げる技術的基準」を「第112条第1項に規定する1時間準耐火基準」に、「1時間準耐火性能基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

第25条第2項第1号中「1時間準耐火性能基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第2条第1項各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

**富山県条例第37号**

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,793人」を「5,762人」に、「29人」を「30人」に、「56人」を「52人」に、「289人」を「292人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(教・教職員課)

**富山県条例第38号**

富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例

富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表中「177 人」を「178 人」に、「1,082 人」を「1,087 人」に、「567 人」を「570 人」に、「1,913 人」を「1,922 人」に、「2,261 人」を「2,270 人」に改める。

附則第 3 項中「1,082 人」を「1,087 人」に、「567 人」を「570 人」に、「1,913 人」を「1,922 人」に改める。

別表富山県富山北警察署の項中「西日本旅客鉄道北陸本線」を「あいの風とやま鉄道線」に改め、同表富山県富山中央警察署の項中「下赤江町一丁目」の次に「、下富居（あいの風とやま鉄道線以東の区域に限る。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表富山県富山北警察署の項及び富山県富山中央警察署の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（警・警務課）

### 富山県条例第39号

富山県暴力団排除条例の一部を改正する条例

富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 9 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第 3 条に規定する少年鑑別所

#### 附 則

この条例は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日から施行する。

（警・組織犯罪対策課）

**富山県条例第40号**

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4項各号列記以外の部分中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項第1号中「規定による」の次に「鳥獣の管理の目的による場合の鳥獣の捕獲等（）」を加え、「場合の鳥獣の捕獲等」を「ものに限る。）」に改め、同項第2号中「法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「鳥獣の管理」に改め、「捕獲等」の次に「（法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に基づくものに限る。）」を加える。

別表第2第2の2項各号列記以外の部分中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項第1号中「規定による」の次に「鳥獣の管理の目的による場合の鳥獣の捕獲等（）」を加え、「場合の鳥獣の捕獲等」を「ものに限る。）」に改め、同項第2号中「法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「鳥獣の管理」に改め、「捕獲等」の次に「（法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に基づくものに限る。）」を加える。

別表第3第3の2項各号列記以外の部分中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項第1号中「規定による」の次に「鳥獣の管理の目的による場合の鳥獣の捕獲等（）」を加え、「場合の鳥獣の捕獲等」を「ものに限る。）」に改め、同項第2号中「法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「鳥獣の管理」に改め、「捕獲等」の次に「（法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に基づくものに限る。）」を加える。

別表第4第1の3項各号列記以外の部分中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する

る法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項第 1 号中「規定による」の次に「鳥獣の管理の目的による場合の鳥獣の捕獲等（」を加え、「場合の鳥獣の捕獲等」を「ものに限る。）」に改め、同項第 2 号中「法第 7 条第 2 項第 5 号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「鳥獣の管理」に改め、「捕獲等」の次に「（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に基づくものに限る。）」を加え、同表第 29 の 2 項の次に次の 1 項を加える。

29 の 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条の 2 第 2 項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。ただし、別表第 4 第 29 の 2 項の次に 1 項を加える改正規定及び次項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際別表第 4 第 29 の 3 項に定める事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において富山市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、富山市長がした処分その他の行為又は富山市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（市町村支援課）

#### 富山県条例第 41 号

富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例（平成24年富山県条例第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例

本則各号列記以外の部分中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

（自然保護課）



---

平成27年3月18日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076—444—3153番

---